

第2次湖南省障がい者の支援に関する基本計画（後期計画）

（たたき台）

<目次構成>

はじめに（市長巻頭言・製本段階で調整）

第1章：この計画について

1. 計画の位置づけ
2. 近年の動向

第2章：湖南省の障がい福祉に係る概況と課題

1. 手帳所持者数の動向と社会資源の概況
2. 計画課題

第3章：理念と目標

1. 基本理念
2. 5つの目標と求める市民像

第4章：障がい者福祉の施策

1. 施策の体系
2. 施策の内容

第5章：障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第6章：計画の推進

資料編

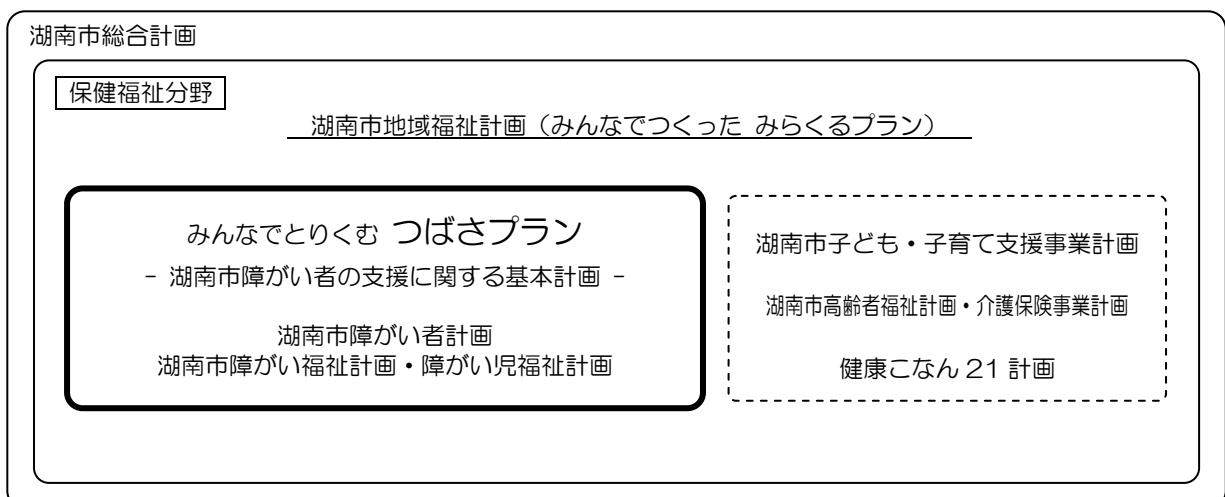
<計画たたき台>

第 1 章：この計画について

1. 計画の位置づけ

(1) 上位関連計画と法的根拠

- 「湖南省障がい者計画」は「第二次湖南省総合計画」を上位計画とする、本市の障がい福祉分野のまちづくりの指針となる計画です。
「障害者基本法第 11 条第 3 項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害者計画として策定しています。
- 「湖南省障がい福祉計画」は、「湖南省障がい者計画」を踏まえて策定するもので、障がい福祉サービス等の供給に目標数値を掲げて、具体的な整備を推進するための計画です。
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第 1 項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害福祉計画として策定しています。
- 「湖南省障がい児福祉計画」は、「湖南省障がい福祉計画」にその内容を含めています。
平成 30 年 4 月 1 日施行の「改正児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項」の規定に基づき、地方自治体に策定義務がある市町村障害児福祉計画として策定しています。
また、「同 第 6 項」に基づいて、「湖南省障がい児福祉計画」は「湖南省障がい福祉計画」と一体のものとして策定しています。
- 併せて、「湖南省地域福祉計画」をはじめ、福祉分野等の関連諸計画と協調した推進を図るものです。



(2) 計画の対象

- 湖南省在住の市民、通勤・通学する人、湖南省に來訪する人、また、遠隔地から湖南省の情報等にアクセスする人のすべてであり、このうち、主たる対象が、障がいのある人になります。
- 「障がいのある人」の表現は、法律にいう「障害者」と同義です。
法律・制度等の固有名詞で「障害」という表記が使用されているものを除いて、この計画では「障がい」「障がいのある人」という表記で統一しています。
- 即ち「障がいのある人」とは、以下のように「障害者基本法第2条」で定義される人をいいます。

「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」

- また、子どもについていう場合には、同様に「障がいのある子ども」「障がい児」の表現を用いています。

(3) 計画の期間

- 平成27年度から平成32年度までの6年間であり、この半期での見直しを行ったものです。

みんなできとくむ つばさプラン		年度										
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
湖南省障がいの者の支援に関する基本計画	湖南省障がい者計画	第1次					第2次					
							(前期)			(後期)		
	湖南省障がい福祉計画	第2期		第3期		第4期		第5期				
	湖南省障がい児福祉計画									第1期		

2. 近年の動向

(1) 法制度関係

近年、以下の法制定・改正等が行われています。

- ① 「障害者の権利に関する条約」の批准 (H. 26. 1. 20 批准)
 - ・ 国内で条約が効力を発生 (H26. 2. 19)

- ② 「障害者差別解消法」の制定 (H25. 6. 26 公布 (一部同日施行)、H. 28. 4. 1 施行)
 - ・ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の提供

- ③ 障害者雇用促進法の改正 (H. 25. 6. 19 公布、H28. 4. 1 施行)
 - ・ 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応 (H. 28. 4. 1 施行)
 - ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し (H. 30. 4. 1 施行)

- ④ 「成年後見制度利用促進法」の制定 (H. 28. 4. 15 公布、H. 28. 5. 13 施行)
 - ・ 成年後見制度利用促進計画の策定 (H. 29. 3. 24 閣議決定)

- ⑤ 「ニッポン一億総活躍プラン」 (H. 28. 6. 2 閣議決定)
 - ・ 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
 - ・ 地域共生社会の実現

- ⑥ 「発達障害者支援法」の改正 (H. 28. 6. 1 公布、H. 28. 8. 1 施行)
 - ・ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮

- ⑦ 「障害者総合支援法」「児童福祉法」の改正 (H. 28. 6. 3 公布 (一部同日施行)、H30. 4. 1 施行)
 - ・ 「自立生活援助」「就労定着支援」の創設
 - ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 (障害児福祉計画の策定)
 - ・ 医療的ケアを要する障害児に対する支援 (H28. 6. 3 施行)
 - ・ 地域共生社会への転換

- ⑧ 「介護保険法」の改正 (H. 29. 6. 2 公布、H. 30. 4. 1 施行)
 - ・ 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

(2) 国・県の計画

① 第4次障害者基本計画 [平成29年度中に策定予定]

障害者基本法第11条第1項に基づいて、国では障害者基本計画を策定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的に推進することとしています。

- ・ 「障害者権利条約」「障害者基本法」に基づく基本理念や基本原則
- ・ アクセシビリティ(※)の向上、当事者本位の総合的な支援、障がい特性等に配慮したきめ細かい支援等の各分野に共通する横断的視点
- ・ 命の大切さ等に係る国民の理解促進

② 国の基本指針

また、国では、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19第1項に基づいて、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を示しています。

平成30年度に向けた障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し内容のポイントとしては、次の内容が掲げられています。

<基本指針見直しのポイント>

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

③ 県計画

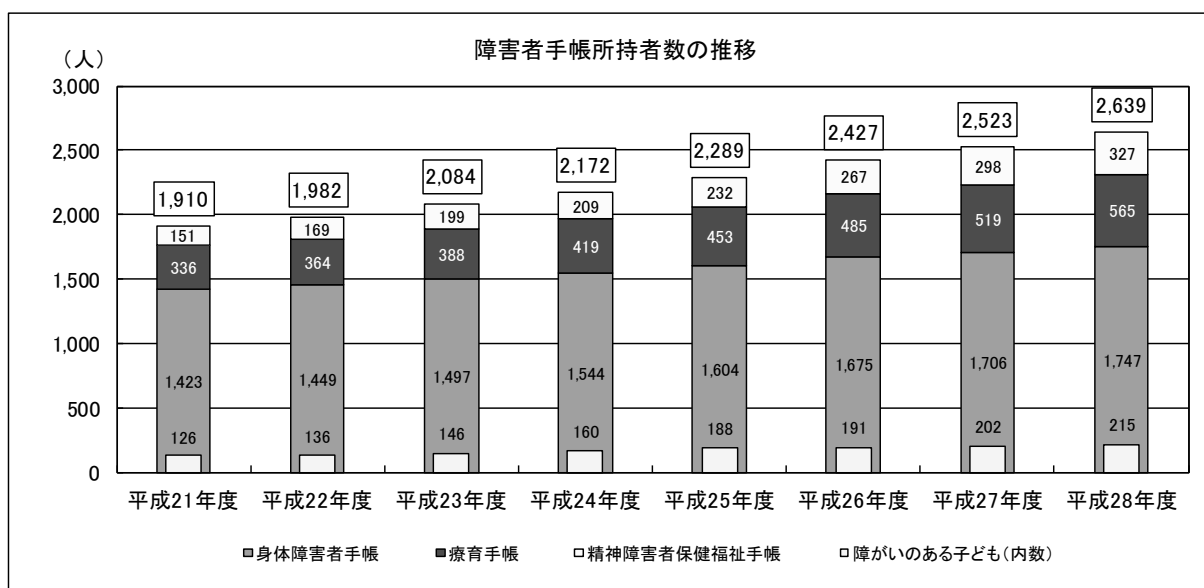
(※)アクセシビリティ:年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

第2章：湖南省の障がい福祉に係る概況と課題

1. 手帳所持者数と社会資源の概況

(1) 手帳所持者数の動向

障害者手帳を持っている人は、平成28年度末現在で2,639人です。このうち、身体障害者手帳が1,747人、療育手帳が565人、精神障害者保健福祉手帳が327人、いずれかの手帳を所持している子どもが215人となっています。



(2) 甲賀地域障害福祉サービス事業所数 (平成29年10月現在)

甲賀福祉圏域にある、障害福祉サービスの事業所数は、下表の通りです。

■就労支援・日中活動支援事業所

	事業所数	実施事業(内訳)						
		就労移行支援(一般型)	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自立訓練(生活訓練)	宿泊型自立訓練	生活介護	療養介護
湖南省	12	1	1	7	1	—	6	—
甲賀市	19	2	3	9	2	1	7	1

■グループホーム

湖南省	10
甲賀市	33

■訪問系サービス事業所

	事業所数	実施事業(内訳)			
		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
湖南省	8	8	6	3	2
甲賀市	8	8	8	5	1

■短期入所

	事業所数	主たる対象			
		身体障害	知的障害	精神障害	障害児
湖南省	5	—	4	—	1
甲賀市	5	2	4	—	3

■施設入所支援

	事業所数	主たる対象			
		身体障害	知的障害	精神障害	障害児
湖南市	4	—	4	—	—
甲賀市	3	1	2	—	—

■障害児入所支援

	事業所数	主たる対象			
		身体障害	知的障害	精神障害	障害児
湖南市	1	—	—	—	1
甲賀市	1	—	—	—	1

【地域生活支援事業】

■日中一時支援事業

湖南市	5
甲賀市	1

■移動支援事業

湖南市	4
甲賀市	2

■地域活動支援センター

	事業所数	実施事業(内訳)	
		I型	II型
湖南市	2	1	1
甲賀市	1	1	—

■ナイトケア

湖南市	1
-----	---

■児童発達支援

湖南市	1
甲賀市	1

■医療型児童発達支援

甲賀市	1
圏域外	1

■放課後等デイサービス

湖南市	2
甲賀市	3

■保育所等訪問支援

湖南市	1
甲賀市	1

■相談支援事業所

	事業所数	実施事業(内訳)					働き暮らし 応援センター	基幹相談 支援センター
		計画 相談支援	障害児 相談支援	地域移行	地域定着			
湖南市	8	8	4	3	3	—	1	
甲賀市	10	10	4	3	2	1	—	

■滋賀型地域活動支援センター

甲賀市	2
-----	---

2. 計画課題

「第2次湖南省障がい者計画（後期計画）」における主要な課題を以下の通り整理します。

課題1：発達支援システムの充実と進路の保障

- ・ 湖南省では、独自の「湖南省発達支援システム」によって、乳幼児期から学齢期・就労期までのライフステージに応じて、保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の横の連携による支援と、個人に応じた支援（個別の指導計画、個別支援移行計画）に基づく縦の連携による支援を提供しています。
 - ・ しかしながら、学校卒業後の進路が、実態として多くが生活介護事業所や就労継続支援B型事業所となっており、かつ、その受皿が不足する状況が継続しています。
 - ・ 日常生活の場についても、強度行動障害がある場合などでは、家庭療育の負担を十分に軽減し生活の継続を助長することが難しく、また、本人の地域での自立生活の場としては、施設入所しか選択肢がない状況です。
- 自立生活に必要な居住の場の確保と居住支援の充実、また、学校卒業後の就労先など社会参加の場の開発と確保、そこへの円滑な接続等を考慮して、発達支援システムの充実を図っていくことが求められます。

課題2：移動の確保

- ・ 障がいのある人の移動支援として、地域生活支援事業の移動支援がありますが、利用できる人が限られているなど課題があります。また、医療的ケアの必要な子どもの通学手段についても、適切な確保ができていません。
 - ・ 湖南省での移動は、自家用車への依存度が大きい状況があり、高齢化に伴って、公共交通等による移動手段の充実は、市全体の課題です。
- 移動のしづらさのある人の移動の確保について、市民の移動の利便性を向上させる視点からのアプローチを図るとともに、特別な移動のしづらさのある人が、適切な移動手段を選択できるよう図っていくことが求められます。

課題3：本人・介護家族の高齢化と住まいの保障

- ・ 障がいのある人とその介護家族の高齢化が進むなかで、とりわけ、在宅で家族と長く生活してこられた人に、施設入所やグループホーム利用の希望が多くなっています。
- ・ 日常生活の環境の大きな変化にあっては、その順応が難しい場合も多く、量的確保、それによる新たな生活環境の選択肢の増加、併せて、新たな環境に馴染むための試行・訓練等のサービスの充実が求められます。

課題4：地域生活支援拠点の整備

- ・ 障がいのある人の日常生活を支える家族等に何かあったときなどの、24時間・緊急時の対応ができる地域生活支援拠点の整備が必要です。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点について、圏域での整備を早期・着実に図っていくことが求められます。

課題5：福祉人材の育成・確保

- ・ 福祉人材の確保は全国的な課題ですが、湖南省においても顕著であり、必要な施設・サービスを、人材の不足のために充足させることができない状況もあります。また、手話通訳者派遣事業においては、市内登録者が6人と少ない状況です。
- 圏域での協議等も通じながら、障がいのある人とその家族の生活を支える福祉人材の育成・確保について、計画的・積極的な取り組みが求められます。

課題6：地域共生社会づくり

- ・ 従来の、高齢・障害・児童など対象別の福祉サービスの考え方から、その人の生活のしづらさを、地域社会として受け止める仕組みへの転換が図られようとしており、今後、地域共生社会づくりが求められています。
- ・ 既存の社会資源を有効に活かしながら、多様な生活のしづらさを柔軟に受け止める共生型の福祉サービスについて検討していくことが求められています。
- ・ 地域共生社会づくりや共生型施設・サービスについて、検討や対応を進めるとともに、福祉サービス利用から介護保険サービス利用への円滑な移行や高齢者福祉等に係る社会資源との連携などが求められます。

第3章：理念と目標

1. 基本理念

「障がいのある人がいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例」の目的に基づき、また、第1次計画以来の考え方を継承して、本計画がまちの将来像として描く「基本理念（あるべき姿）」を、次のとおりとします。

また、基本理念を、より具体的なまちの姿として描く「4つのテーマ」と、計画の大前提とする「3つの原則」について、併せて示します。

<基本理念>

一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

(4つのテーマ)

- あなたが支え、みんなが支え合う、あたたかいまち（共生する地域）
- 生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち（早期発見および発達支援）
- 働きたい気持ちに応え、「働く」を作りだし、「働き続ける」を支えるまち（就労支援）
- 住みなれた地域で生き生きと安心して暮らせるまち（生活支援・生活安心）

(3つの原則)

1. 基本的人権を尊重し、差別を禁止する
2. 地域共生の社会に向かう
3. みんなで取り組む

2. 5つの目標と求める市民像

基本理念と計画課題を踏まえて、湖南省のまちづくりにおいて達成を図る目標と求める市民像として、次の5項目を掲げます。

目標1：共生する地域をつくる

<求める市民像>

- ・ 障がいの特性について知識があり、障がいのある人の生活のしづらさを思いやることができる。
 - エレベーターや多機能トイレ、座席等の利用で、必要な人を優先する。
 - 歩道に自転車等を停めない、点字ブロックをふさがない、駐車場の身障者用使用区分を空けておく。
- ・ いろいろな人とふれあうことを楽しみ、支え合うことを当たり前だと考えている。

目標2：発達・成長・活躍を応援する

<求める市民像>

- ・ 子どもの発達や健康に関する知識を持ち、妊娠・出産・子育てにあつては、専門サポートや子育て仲間をちゃんと当てにしている。
- ・ 地域の子どもが、いろいろな体験を通じて豊かに育つよう、できることで貢献している。

目標3：「働きたい」意欲に応える

<求める市民像>

- ・ 自分の会社や職場で、多様な個性・特性が生きる仕事を見つけ、働きづらさがあっても継続できる働き方を一緒に考えていくことに積極的になれる。

目標4：毎日の生活を支える

<求める市民像>

- ・ 見守る、声をかける、手伝うなど、困っている人を自分なりに支援できる。

目標5：暮らしの安心を守る

<求める市民像>

- ・ 障がいのある人とその家族の地域生活を、地域ぐるみであたたかく見守っている。
- ・ 日頃から防犯・防災への意識を持ち、近所で避難等に配慮が必要な人がいることを気に留めて、いざという時の支援ができるよう心づもりをしている。

第4章：障がい者福祉の施策

1. 施策の体系

5つの目標に即した施策の体系は、以下の通りです。

目標1：共生する地域をつくる

- 施策1：人権文化の醸成
- 施策2：ふれあい・交流の充実
- 施策3：コミュニケーション支援の充実
- 施策4：移動の確保

目標2：発達・成長・活躍を応援する

- 施策5：発達支援システムの充実
- 施策6：支援が必要な子どもの早期発見・対応
- 施策7：教育・保育の充実
- 施策8：放課後児童対策の充実

目標3：「働きたい」意欲に応える

- 施策9：就労・社会参画の促進

目標4：毎日の生活を支える

- 施策10：相談と情報提供の充実
- 施策11：自立支援給付等による日常生活の支援
- 施策12：住まいの確保

目標5：暮らしの安心を守る

- 施策13：保健・医療の確保
- 施策14：経済的負担の軽減
- 施策15：権利の擁護
- 施策16：災害への備えの強化

2. 施策の内容

各施策の内容について、以下に示します。

目標1：共生する地域をつくる

施策 1	人権文化の醸成
<p>○ 障がい者を理由とする差別の解消を通じて、基本的人権の尊重の理念の浸透と人権文化の醸成を図ります。</p>	

達成目標	障がいのある人が、差別を感じない地域社会となっている。		
成果指標	(障がい者の人権に関する講座や研修の参加者数)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[1] 障がい者の人権を守るための連携協議会	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法および障害者差別解消法に基づき設置する協議会として、障がいのある人の人権を守るための連携事業について協議します。 	
[2] 湖南省人権まちづくり会議（障がい者の人権部会）	人権擁護課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓発のための部会員の研修や、人権まちづくりに係る講演会を実施します。 	
[3] 豊かなつながり創造講座	人権擁護課
<ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな人権課題をテーマとして人権啓発講座を開催する中で、うち1回を障がいのある人の人権をテーマに開催します。 	

目標 1 : 共生する地域をつくる

施策 2

ふれあい・交流の充実

- 障がいのある人ない人の自然な交流が生まれるよう、地域での人々のふれあい・交流活動を促進します。

達成目標	顔なじみによく出会い、気軽なあいさつ・声かけがある。		
成果指標	(地域福祉に係るアンケート調査による捕捉)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[4] アール・ブリュット等作品等展示事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人へのエンパワメントと創作活動の支援となるよう、アール・ブリュット作品等の展示を行うとともに、これを契機として、障がいのある人への理解の広まりをつくっていきます。 	
[5] 社会福祉協議会事業補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主的な助け合い活動を支援する小地域福祉活動助成事業や、ボランティア活動の促進・調整、学習・研修、情報提供、相互交流等の支援を行うボランティアセンター事業など、社会福祉協議会の活動に補助を行います。 	
[6] 障がい児・者団体補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がい児・者団体が自主的に行うふれあい・交流活動に対して補助を行います。 	

施策 3

コミュニケーション支援の充実

- 意思疎通のしづらさがある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。

達成目標	意思疎通のしづらさがあっても、地域での暮らしのなかでコミュニケーションに困ることがない。		
成果指標	(コミュニケーション支援の利用／要請比率) (手話通訳派遣件数・手話講座受講者数)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[7] 地域生活支援事業（コミュニケーション支援）	社会福祉課 図書館
<p><u>（社会福祉課）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚、言語機能、音声機能の障がいがある人の、意思疎通通の円滑化のため、手話通訳者等を派遣します。 ○ 手話通訳設置事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚および言語等の障がいがある人の、社会生活での自立と参加に必要なコミュニケーションを支援するため、市役所内に専任手話通訳者を設置しています。 ○ 手話奉仕員養成講座事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴覚障がいのある人への理解と、手話ができる市民・手話通訳者を増やすことを目的に手話講座を開催します。 <p><u>（図書館）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 視覚障がい者用朗読・点訳奉仕事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の視覚障がいがある人等で、希望する人に、市の広報紙、議会だより等をボランティアサークルにより朗読・録音したカセットテープや CD を盲人用郵便で定期的に送付します。 	

施策 4

移動の確保

○ 移動のしづらさがある人が、自由に外出できるよう、同行援護や移動支援等を提供します。

達成目標	同行援護ヘルパーやガイドヘルパーを利用して、自分が望むところに行くことができる。		
成果指標	(移動支援の利用／要請比率)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[8] 訪問系サービス給付事業（同行援護）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動が困難な視覚障がいのある人に対する同行援護ヘルパーの派遣に係る給付費を支給します。 	
[9] 移動支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動が困難な、重度障がいのある人および視覚障がいのある人への移動を支援します。 	
[10] 障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の積極的な社会参加を促進と福祉の増進を図ることを目的に、障がい者の移動に伴う自動車燃料費又はタクシー運賃を助成します。 	
[11] 自動車改造費助成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度身体障がい者が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 	
[12] 自動車操作訓練費助成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がいのある人の社会参加のための自動車運転免許取得費用の一部を助成します。 	
[13] 福祉有償運送運営協議会	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路運送法に基づき設置する協議会として、福祉有償輸送の必要性及び適正な運営の確保のために必要な事項について協議します。 	

施策5

発達支援システムの充実

○ 保健・福祉・医療・教育・就労の関係機関の連携のもと、乳幼児期から学齢期・就労期まで、個人に一貫した発達・成長・活躍への支援を行います。

達成目標	子どもが、自分らしさを伸ばして成長でき、社会の一員として活躍できる。		
成果指標	(希望の進路につながった子どもの比率)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[14] 発達支援システム運営事業	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課の連携: 発達支援システム運営についての検討や関係課連携のための関係課課長会議・担当者会議・発達支援センター会議を開催します。 ・ 個別の指導計画作成にかかる研修会: 市内保育園、幼稚園、こども園、小・中学校の担当者対象に個別の指導計画作成にかかる研修会を実施します。 ・ LD研修会: 市内の保育園、幼稚園、こども園、小・中学校教職員を対象として、特別支援教育にかかる夏季研修会を開催します。 	
[15] 義務教育終了後の相談支援事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児・者サービス調整会議と連動し、義務教育終了後の進路先への支援情報の引き継ぎ会議を実施します。 ・ 義務教育終了後の人のニーズに応じた相談支援を実施します。 	
[16] 市就学支援委員会	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師、地域内養護学校長、地域内児童福祉施設長、発達相談員、保健師等の専門家および市内小・中学校長代表、園長代表等で構成された委員会において、特別な支援を要する児童・生徒の適切な就学について審議を行います。 	
[17] 特別支援教育コーディネーター会議	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内保育園、幼稚園、小・中学校の特別支援教育コーディネーターを対象に、各校園における特別支援教育の進め方や個別の指導計画の活用等について研修を行います。 	
[18] 専門家による事例検討指導会議	学校教育課、社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各校の特別支援教育コーディネーター等から示された事例にかかわり、障がいの判断・教育的措置・支援内容等について、総合的に検討します。 	
[19] ここあいパスポート活用事業	社会福祉課（発達支援室）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達支援システムにおいて必要な支援を図る上で「ここあいパスポート」を活用します。 	

施策6

支援が必要な子どもの早期発見・対応

- 健診等を通じて、発達に特徴がある子どもと早期の関わりを持ち、支援が必要な子どもに保育園・幼稚園、保健センター、専門機関などで連携して対応します。

達成目標	発達に特徴のある子どもが、早期に適切な支援につながっている。		
成果指標	(発達課題を認められた子どもが、支援につながっている率；100%目標)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[20] 新生児訪問事業	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> 助産師または保健師が、新生児のいる家庭を訪問し、その子の体重等の確認や保護者への育児相談を実施します。 	
[21] 乳幼児健診事業	健康政策課
<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健やかな成長と親の子育てに対する不安の軽減を図るため、子どもの発育・発達状況や健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。 子どもの健康や子育てに関するさまざまな情報を提供します。 1歳6カ月健診後のフォロー教室として、子育ての悩みの共有や、子どもにあわせた対応を保護者やスタッフと一緒に考えて実践してみる場「ゆうゆう親子教室」を実施します。 	
[22] 乳幼児発達相談事業	社会福祉課 (発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 個別相談を行い、また、必要であれば発達検査も実施して、保護者の悩みと子どもの発達状況や、発達上の課題を確認・検討し、保護者への助言によって、より適切な発達を促す援助をします。 保護者の希望があれば、保育園・幼稚園や他機関への助言・連携も行います。 就学前サービス調整会議を開催し、発達相談につながった児童の適切なサービスや支援について検討します。 	
[23] ことばの教室事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 発達障がい、聴覚および言語機能等の障がいのある幼児・児童に対して、生活や学習上の困難の改善・克服のための支援を行うとともに、保護者や在籍する校園に対して専門的な立場から指導助言を行います。 	
[24] 児童発達支援・保育所等訪問事業	社会福祉課 (発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 支援が必要な幼児に対して福祉と教育が連携し、総合的な指導や支援を行います。 	

施策7

教育・保育の充実

- 集団の中での子どもの育ちを助長し、その子の個性と能力を伸ばす就学前教育保育、学校教育を行います。

達成目標	保育園・幼稚園、学校で、充実したインクルーシブ教育が行われている。		
成果指標	(加配教員数)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[25] インクルーシブ教育システム構築事業	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことを基本として、柔軟に学びの場を選択変更できるシステムを構築します。 	
[26] 就園時健康診断事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園等入園児に対して内科健診を実施します。 	
[27] 障がい児保育事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 保育園に在籍する児童で、特別な指導と配慮を行うために加配保育士を配置して、障がい児の発達に応じた適切な保育を行います。 	
[28] 幼稚園こども園障がい児対策事業	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園等に在籍する障がいのある幼児に対して適切な指導支援を行うため、加配教員を配置します。 	
[29] 保育園・幼稚園への巡回相談事業	社会福祉課 (発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談員が保育園・幼稚園・こども園に出向き、保育を参観し、障がいのある幼児への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。 	
[30] 小学校・中学校への巡回相談事業	学校教育課 社会福祉課 (発達支援室)
<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談員が小学校・中学校に出向き、授業を参観し、障がいのある児童・生徒への適切な配慮や支援についての相談・検討・研修を行います。 	

施策8

放課後児童対策の充実

- 障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。

達成目標	障がいのある子どもが、放課後等に安心して活動できる居場所がある。		
成果指標	(放課後等デイサービス実利用者数／支給決定者数比率)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[31] 放課後等デイサービス事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもの放課後または休業日における生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進のために必要な支援を行います。 	
[32] 障がい児ホリデースクール事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 長期休暇（夏・冬・春休み）時における、障がいのある子どもの日中一時介護を提供します。 	
[33] 日中一時支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するために日常的な訓練を行います。 障がいのある子どもを持つ親の就労支援と日常的に介護している家族等のレスパイト事業を行います。 日中において介護者がいない障がいのある人等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。 	
[34] 放課後児童健全育成事業（学童保育所）	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> 児童の健全な育成を図るため、放課後保護者の保護が受けられない児童に対し、集団生活の場を提供し、生活指導を行う学童保育所で、障がいのある子どもの発育を促すために障がいのある子どもも含めて活動しているところに補助します。 	

施策9

就労・社会参画の促進

- 働く力と意欲のある人が、その人らしい働き方ができるよう支援するとともに、雇用環境の整備に向けた企業啓発等を行います。

達成目標	様々な「働きたい」意欲に応える、「働く場」がある。		
成果指標	(福祉施設利用者の一般就労への移行；福祉計画より)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[35] 日中活動系サービス等給付事業 [就労関係]	社会福祉課
・ 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）事業に係る訓練等給付費を支給します。	
[36] 滋賀型地域活動支援センター事業費補助	社会福祉課
・ 社会的ひきこもりなど障害者総合支援法の対象にならない人に、日常生活の場を提供する事業所に対して補助します。	
[37] 社会的事業所運営事業補助	社会福祉課
・ 障がいのある人と雇用契約を結び、障がいのある人とない人がともに仕事を行う事業所に対して補助します。	
[38] 障がい者就労情報コーディネーター設置事業	商工観光労政課
・ 市内の企業と福祉的就労事業所の就労に関する情報の、収集・調整・提供等を行います。	
[39] 障がい者就労情報支援事業	商工観光労政課
・ 障がい者雇用に対する啓発をはじめ、障がい者就労の推進に係る事業を委託します。	
[40] 障がい者スポーツの推進	社会福祉課・生涯学習課
・ 県障がい者スポーツ大会への参加を促します。また、市体育協会障がい者スポーツ部と連携し、障がい者スポーツの推進に努めます。	

施策10 相談と情報提供の充実

○ 障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえた様々な生活課題に伴走し支援できるように、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。

達成目標	身近に安心して相談できる場所があり、公的サービス等の情報が便利に入手できる。		
成果指標	(相談実績件数)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[41] 相談支援事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人とその保護者からの相談に応じるとともに、情報提供、連絡相談やサービス利用計画の作成を行うとともに、事業所などとの連絡調整等相談事業を行います。 障がい者生活支援センターを設置し、困難ケースに対応するため、専門的職員を配置して、相談支援事業機能強化事業を行います（甲賀圏域共同事業） 専門職の確保及び人材育成、相談窓口の周知や地域啓発など相談支援体制の強化を図ります。 	
[42] 障がい者就業・生活支援センター負担金事務	社会福祉課 商工観光労政課
<ul style="list-style-type: none"> 働き・暮らし応援センターの職場開拓員設置に係る負担金を拠出します（滋賀県・甲賀市・湖南市で負担） 働き・暮らし応援センターに就労サポーターを配置し、障がい者に対する就労および職場定着に向けた支援を専門的に行います。（甲賀圏域共同事業） 	
[43] 発達障がい者ケアマネジメント支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいのある人への支援を行う生活支援センター等関係機関に、「発達障がい者支援ケアマネージャー」を設置し専門的支援を図ります。（甲賀圏域共同事業） 	
[44] 障がい者基幹相談支援センター運営事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターにより、計画相談(特定相談・児童相談)事業所の支援、充実を図ります。 	
[45] 計画相談支援給付事業（サービス利用計画）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 計画相談(特定相談・児童相談)支援事業所等の確保に努め、サービス利用にあたっての、利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施します。 	

施策11 自立支援給付等による日常生活の支援

○ 訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障がい福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。

達成目標	障がい福祉サービス等を利用して、自分らしく自由に地域で生活できる。		
成果指標	(訪問系サービスの利用/要請比率)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[46] 重症心身障がい者通所施設整備事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 甲賀圏域において生活介護事業等を実施する重症心身障がい者通所施設を整備し、障がい者が地域で安心して暮らすための日中活動の場を確保します。(甲賀圏域共同事業) 	
[47] 訪問系サービス給付事業(同行援護以外)	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活のために必要な訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護)に係る介護給付費を支給します。 	
[48] 日中活動系サービス等給付事業(就労関係以外)	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 日常生活のために必要な日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所)に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 	
[49] 日常生活用具給付事業(地域生活支援事業)	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 在宅の重度障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付(貸与)します。 	
[50] 重度障がい者移動入浴サービス事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障がい者の在宅生活を支援するため、身体の清潔の保持と心身機能の維持を目的とし、訪問により自宅にて清拭または入浴サービスを提供します。 	
[51] 障がい児・者ナイトケア事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいのある子ども等に対する24時間対応型支援(緊急時の夜間支援)を行います。 	
[52] 地域活動支援センター事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 創作活動または生産活動の機会を提供(基礎事業)するとともに、社会との交流促進等を行います。 	
[53] 補装具費支給事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の身体機能を代替または補完するための更生用の用具。判定等により支給が必要な障がい状況の場合、補装具の購入または修理を行った際に補装具費を支給します。 	

施策12 住まいの確保

- 障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいの確保を促進するとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活移行を促進します。

達成目標	暮らしやすい住まいがあり、地域に安心して住み続けられる		
成果指標	(グループホーム利用者数)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[54] 居住系サービス給付事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 居住系サービス（施設入所支援、グループホーム）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します 	
[55] グループホーム整備促進事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 生活の場として計画的なグループホームの整備を促進するための補助(市)を行います。 	
[56] 重度身体障がい者住宅改造補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障がい者の日常生活の向上を図るための住宅改造経費を補助します。 	
[57] 身体障がい者福祉ホーム運営補助	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 自宅での生活が困難な身体障がい者が生活する福祉ホームについて、その運営費を経営する法人に対して補助します。 	
[58] 居住サポート事業（地域生活支援事業）	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 入所や入院から地域生活へ移行する人の住居等の確保と入居調整・世話人確保・支援者の育成と確保等を行い、地域生活移行の支援を行います。（甲賀圏域共同事業） 	
[59] 精神障がい者グループホーム地域支援員派遣事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 重度の精神障がい者の地域生活を支えるため、グループホームに支援員を派遣し、定期訪問や緊急時における支援を行います。（甲賀圏域共同事業） 	

施策13 保健・医療の確保

- 誰もが健康に毎日の生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉等の確保と関係機関連携に努めるとともに、市民の健康づくりの促進を図ります。

達成目標	けがや病気の時に、身近な病院等を利用できる安心がある。		
成果指標	()		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[60] 自立支援医療給付事業	社会福祉課 保険年金課
<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の医療費負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。 	
[61] 重度障がい者地域包括支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 医療行為を常時必要とする重度障がいのある人が、生活介護事業所で看護師による医療行為を受けることができよう助成します。 	

施策14 経済的負担の軽減

- 各種手当や年金、助成等について、障がい者手帳交付時の窓口での案内や積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。

達成目標	障がいがあることに起因する経済的負担が、過重にならない。		
成果指標	()		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[62] 特別障害者手当・障害児福祉手当等支給事業	社会福祉課
・ 在宅で常時介護が必要な重度の障がいのある人や子どもに手当を支給します。	
[63] 在日外国人障害福祉給付金	保険年金課
・ 昭和57年1月1日から既に障がいがあるが、障害年金等の支給対象とならなかった在日外国人に対し、給付金を支給します。	
[64] 児童扶養手当支給事業	子育て支援課
・ ひとり親家庭などに支給される手当です。 父または母が重度の障がいの状態にある場合にも手当を支給します。	
[65] 特別児童扶養手当支給事業	子育て支援課
・ 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいがある人の保護者（養育者）に対して手当を支給します。	
[66] 福祉医療費助成事業	保健年金課
・ 重度の心身障がい児・者に対して、健康保険の自己負担分から自己負担金を控除した額を助成します。 ・ 精神障がい者に対して、自立支援医療（精神通院医療に限る）の自己負担金を助成します。	
[67] 特別支援教育就学奨励事業	学校教育課
・ 特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育関係経費を一部援助し、保護者の経済的負担を軽減します。	
[68] 保育園保育料減額制度	子育て支援課
・ 保育園の保育料について、障がい者世帯低所得世帯（所得税非課税世帯）等の場合に減額します。	
[69] 精神障がい者生活支援推進事業補助	社会福祉課
・ 通所授産施設等に公共交通機関を利用して通所する精神障がいのある人の、交通費の負担軽減を図ります。	

施策15 権利の擁護

- 誰もが必要な障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう、その権利擁護の仕組みの利用促進とサービス提供事業者への働きかけを行います。

達成目標	障がいのある人の権利を守る仕組みがより周知され、活用されている。		
成果指標	(成年後見申し立て件数)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[70] 成年後見制度利用支援事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ・ 判断能力が十分でない障がいのある人の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用に係る報酬費を助成します。(所得制限有) 	

施策 16 災害への備えの強化

- 日頃からの防災意識の向上を図るとともに、災害時の要配慮者支援に係る備えを充実させます。

達成目標	災害時の要配慮者とその支援についての住民認知が広がっている。		
成果指標	(災害時要配慮者支援制度の名簿における同意率)		
	期首値 (H. 27)		期末目標値 (H. 32)

<施策を構成する主な事業>

[71] 避難行動要支援者避難支援プラン作成事業	社会福祉課
<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難支援プランを作成し、障がいのある人や事業所（福祉避難所等）を含めた住民が参加する避難訓練を実施します。 	

第5章：湖南省障がい福祉計画（第5期）

第6章：計画の推進

（1）進行管理の体制

（2）進行管理のサイクル

（3）圏域での連携

福祉人材の育成について含める

資料編